

「外国人総合相談センター」への相談から
Q.31) 新しい在留管理制度について
(2) 市町村での手続き

前号でお知らせしたように、今年(2012年)7月9日から新しい在留管理制度がスタートします。それと同時に、現在、市町村の窓口で行われている「外国人登録制度」は廃止されます。以下、市町村での新しい制度や手続きについてお知らせします。
 (*さいたま市の場合は、区役所の窓口)

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されることになりました。

- 外国人住民についても、日本人住民と同様に、世帯ごとに編成された「住民基本台帳」が作成されます。⇒外国人住民についても、「住民票の写し」などが発行できるようになります。
- 複数国籍世帯(外国人と日本人の国際世帯)についても、正確に世帯の成り立ちが分かるようになります。⇒世帯全員が書き込まれた住民票の写しなどが発行できるようになります。
- 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったものとみなされますので、届出の手続きが簡単になります。
- 在留資格や在留期間の変更については、地方入国管理局のみへの届出でよくなります。

..... <Q & A>

Q.1) 現在、日本に在留している外国人が、住民票を作成するために必要な手続きは?

——市(区)町村が、5月ごろに、外国人登録原票にもとづいて仮住民票を作成し、外国人本人に通知します。正確に外国人登録が行われている人は、原則として、市町村で行う手続きはありません。

Q.2) 新たに在留した外国人に必要な手続きは?

——居住地を定めてから14日以内に、在留カードを持って市町村の窓口で転入の届出を行ってください。その時、同じ世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証明する公的な文書が必要となります。

Q.3) 日本で生まれた外国人に必要な手続きは?

——外国人が日本で生まれた場合には、14日以内に出生届を提出してください。出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請してください。

Q.4) 引越しをするとき、外国人も転出届が必要?

——日本人住民と同様に外国人住民も、転出地の市町村に転出届を出した後、転出証明書を持って転入先に行き、転入届をしてください。

「外国人総合相談センター埼玉」: TEL.048-833-3296
 月~金曜日 9:00 am ~ 4:00 pm (祝日・12/29 ~1/3 を除く)

选自外国人综合咨询中心的咨询问题

问题 31) 新的在留管理制度
 (2) 在市町村办理住民手续

上一期我们已向您介绍过，从今年的(2012年)7月9日起新的人管制度将开始实施。与此同时，至今为止在市町村的柜台办理的“外国人登录制度”将废止。下面将向您介绍外国人登录制度废止后如何在市町村办理新的住民登录手续。
 (*住さいたま市の人将在区公所办手续)

外国籍的居民也和日本居民一样实行“住民基本台帳法”

- 对于外国籍居民也和日本籍居民一样，按户为单位编成居民基本台帳。⇒也向外国籍居民发行住民票副本等证明。
- 对于多国籍家庭(外国人和日本人组成的家庭)，能更准确地掌握家庭构成。⇒可以发行有家庭全体成员记载的住民票副本。
- 变更住址的申报即被认为也提交国民健康保险等申报。同以前相比申报得到简单化。
- 对于在留资格的变化及在留期限的变化手续可直接到当地入管局提出申请后就可以。无需在得到许可后去市町村申报。

..... <问和答>

问1) 现居住在日本的外国人要申请住民票需要什么手续?

——各市町村将从5月开始，根据外国人登录原票中记载内容作成临时住民票，并通知本人。因此已经正确无误地完成外国人登录的人不需要办任何手续。

问2) 首次入境的外国人需要怎样办手续?

——安定好住处后，请在14天以内，持入境时在机场领取的在留卡到定居地的市町村提出转入申报。此时，同一家庭中户主是外籍人时，登录时需提交证明本人和户主关系的官方材料。

问3) 在日本出生的外国人需要办理哪些手续?

——外国人在日本出生时，需要在14天内提交出生申报。按照新制度，出生申报提出后则通过居住所在地的市町村发行“出生过渡滞在者”住民票。如果在日本居留时间超过经过滞在的60天以上时则需要出生在出生后30天以内到地方入国管理局申请取得在留资格。

问4) 外国人搬家时也需要提出转出申报?

——新制度中和日本人同样外国籍居民要向转出地的市町村提出转出申请，收到转出证明书后，再向转入地的市町村提交附有转出证明书的转入申请。



“埼玉外国人综合咨询中心” : 电话.048-833-3296

星期一至星期五上午9点 ~ 下午4点
 (国定假日・12/29 ~1/3 除外)